大個審第２２号

（答申第３１２号）

平成２９年１１月２８日

　大阪府知事　様

大阪府個人情報保護審議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会 長　野田　　崇

事業者指針に関する意見について（答申）

　事業者が取り扱う個人情報の保護については、当審議会において、平成８年９月１７日の大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づく知事の諮問に対し、事業者が取り扱う際に準拠すべき指針（以下「事業者指針」という。）を含む答申を行い、平成８年１０月からその運用が行われているところです。

その後、事業者指針については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の全面施行等を踏まえた平成１８年３月１４日の知事の諮問、さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定を踏まえた平成２７年１１月１６日の諮問に対して、それぞれ改正を答申してきました。

　この度、平成２９年５月の改正個人情報保護法の全面施行及び条例の改正（平成２９年１２月１日施行）に伴って、事業者指針においても要配慮個人情報の定義等を明確にする必要が生じています。

　当審議会は、これらの状況を踏まえつつ、平成２９年１１月１７日付け情公第１５５２号で諮問のありました事業者指針の改正について、下記事項に配慮することを前提に、別紙の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

　事業者指針は、個人情報保護法の個人情報取扱事業者か否かを問わず、事業者全般を対象とするものであることを十分に踏まえ、今後とも、事業者において個人情報保護の取組みが適切になされるよう、広く周知徹底を図るよう努めること。

（答申に関与した委員の氏名）

野田崇、赤津加奈美、熊本理抄、島村健、柳井健一